

# すぎなみ Karuta プロジェクト 会則

(名称)

第1条 この会は、「すぎなみ Karuta プロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、杉並区宮前3丁目22番16号、(代表自宅)に置く。

(目的)

第3条 日本独自の文化である「かるた」の創作やかるた大会を通して、地域・世代間交流や障害者交流、外国の方々との異文化交流を図る。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて世界の国の方々との共作かるたを創り、さらに交流かるた大会を開催し文化や生活の相互理解を図る。また、かるた創作のノウハウを蓄積・公開し若年者教育に役立てるとともに表現の場の提供を図る。

(活動内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 老若男女区民、障がい者、在日外国人の方々とともにオリジナルかるたを創作する。
- (2) そのためのワークショップや作品成果の展示会を開催する。
- (3) 世代間交流や異文化交流を目的としたかるた取り大会を企画し実施する。
- (4) 活動によって得られるかるた創作に関する教育的ノウハウを蓄積し公開する。
- (5) かるた制作やかるた大会開催においては福祉関係団体や日本語教室、アート系団体など多くの関係団体との連携を進め成果やノウハウを共有化する。

(会員)

第5条 この会の会員は、カラーパーティーすぎなみ、Mature (マチュア)、i&i/BonBabの各会員を基本として構成される。また会員は正会員と賛助会員の2種類とする。

- (1) 正会員はこの会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員はこの会の活動するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。役員は、会員の互選により選出する

- (1) 代表1名
- (2) 副代表2名
- (3) 監事・会計1名

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 役員職務は以下のものとする。

- (1) 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- (3) 監事・会計は、会の業務および財産の状況を監査する。
- (4) 代表及び副代表は幹事会を招集することができる。

(5) 会の運営を円滑に進めるために、専任幹事をおくことができる。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 会則の違反または会の目的に反する行為があったと認めるとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則、活動内容等の変更
- (2) 解散
- (3) 活動報告および収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3. 総会は、正会員の過半数出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(幹事会)

第13条 幹事会は役員及び幹事・専任幹事をもって構成する。

第14条 本会則に記載されていない事項があった場合には、幹事会により協議し決定する。

(附則)

この会則は平成28年7月1日から施行する。